

# 「福島廃炉産業ビジネス総合展2026運営等業務委託」 プロポーザル募集要領

この要領は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「イノベ機構」という。）が実施する「福島廃炉産業ビジネス総合展2026運営等業務委託」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）で選定する手続きについて必要な事項を定めるものです。

## 1 委託業務の概要

### (1) 委託業務名

福島廃炉産業ビジネス総合展2026運営等業務委託

### (2) 業務の内容

別紙「福島廃炉産業ビジネス総合展2026運営等業務委託」のとおり。

### (3) 履行期限

契約締結の日から令和9年2月25日（木）まで

### (4) 委託額の上限

11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (5) 実施スケジュール（予定）

| 日 程                 | 内 容            |
|---------------------|----------------|
| 令和8年6月22日(月)        | 公募開始           |
| 令和8年6月30日(火) 正午(必着) | 質問書の提出期限       |
| 令和8年7月 2日(木) まで     | 質問書への回答        |
| 令和8年7月 8日(水) 正午(必着) | 参加表明書の提出期限     |
| 令和8年7月13日(月) 正午(必着) | 企画提案書等の提出期限    |
| 令和8年7月17日(金)        | 審査会(プレゼンテーション) |
| 令和8年7月末 予定          | 審査結果の通知        |
| 令和8年7月末 予定          | 仕様協議・契約        |

### (6) 担当部署等（書類提出先、お問い合わせ先等）

○部 署 公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構  
産業集積部 廃炉関連産業集積課

○住 所 〒960-8043 福島県福島市中町1-19 中町ビル6階

○電話番号 024-581-7046

○F A X 024-581-6898

○電子メール [hairo-matching@fipo.or.jp](mailto:hairo-matching@fipo.or.jp)

○ホームページ URL : <https://www.fipo.or.jp/procurement>

※ 募集要領及び各種様式等の電子データは、ホームページから取得できます。

## 2 プロポーザル参加者の資格要件

参加者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者としてします。

- (1) 本業務の実施について機構の要求に応じて即座に来所するなど、常に連絡調整できるように対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中のものでないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
  - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (6) 福島県の県税を滞納している者でないこと。
- (7) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

## 3 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間  
令和 8 年 6 月 22 日(月)から 6 月 30 日(火) 正午(必着)
- (2) 受付方法
  - ア **質問書**（様式第 1 号）を電子メールまたは F A X により提出してください。  
なお、送信後は併せて電話でイノベ機構担当宛に送信した旨をお知らせください。  
※ 電話での受付及び回答は行いませんので、ご注意ください。
  - イ 送信件名（タイトル）は「**福島焼炉産業ビジネス総合展 2026 運営等業務委託に関する質問**」としてください。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年7月2日（木）までにイノベ機構のホームページに掲載します。ただし、質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者にのみ回答します。

#### 4 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和8年7月8日（水）正午（必着）

(2) 提出書類

参加表明書（様式第2号）

(3) 提出方法

郵送、電子メール又は持参により提出すること。

#### 5 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年7月13日（月）正午（必着）

(2) 提出書類

以下の書類を作成し、5部提出すること。

ア 企画提案書（任意様式）

- ・企画内容・事業の取組内容を別紙「福島廃炉産業ビジネス総合展2025運営等業務委託」仕様書に基づきスケジュールを含めて提案すること。
- ・本事業の実施内容について独自の提案をすること。
- ・過去に同様の事業を受託している場合は、その実績一覧を添付すること。

イ 直近の事業年度の決算書類（貸借対照表及び損益計算書）

ウ 見積書（様式任意）

（予定総額、積算の内訳が分かるもの）

エ その他会社概要が分かる書類（様式第3号）

オ 業務実施体制（様式第4号）

カ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第5号）

(3) 提出方法

提出は、郵送又は持参とします。

※ 郵送時には封筒表面に「福島廃炉産業ビジネス総合展2026運営等業務委託」と赤字で記入してください。

また、簡易書留を利用するなど書類の配達記録が残る方法で提出してください。

※ 持参の場合は、月曜日から金曜日の8時30分から17時の間としてください。

(4) その他

ア 複数の企画提案書を提出することはできません。

イ プロポーザルに要する経費は全て提案者の負担とします。

ウ 提出された企画提案書等は返却しません。提出された企画提案書等に係る第三者

からの文書開示請求に関しては、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため開示しません。

エ 企画提案書等提出後に参加辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出してください。

## 6 業務委託候補者の選定

### (1) 選定方式

公募型プロポーザル方式

### (2) 審査方法

事前に提出を求める企画提案書に基づく、書類及びプレゼンテーションによる審査を実施し、最も優れた提案者である委託候補者及び次点者を決定します。

なお、参加者が1者の場合は、各審査員の平均が60点以上の評価をすれば、その提案者を委託候補者として決定します。

### (3) 審査基準及び配点

| 審査項目      | 配点   | 評価基準   |
|-----------|------|--|
| 1 企画内容    | 40点  | ○事業趣旨に沿った企画提案か<br>○各エリアの展示レイアウトは工夫されているか<br>○廃炉産業のPRとして効果的か<br>○事業の進行管理は適切か<br>○イベント実施時の安全性は確保されているか |
| 2 業務の実施体制 | 50点  | ○業務の実施体制が整っているか<br>○事業内容を十分に理解しており、事業計画が実現可能なものであるか<br>○類似業務の実績があるか                                  |
| 3 事業費の妥当性 | 10点  | ○見積金額が提案内容と照らして妥当であるか  |
| 合計        | 100点 |  |

## 7 プレゼンテーションの実施

### (1) 審査実施日及び場所

令和8年7月17日（金）

※ 時間及び場所については、別途連絡します。

### (2) プレゼンテーションに係る注意事項

ア 企画提案者が審査会場に入室できる人数は2名以内とします。

イ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付やパソコン等の使用は認めません。

ウ 1提案者あたりの時間は、40分以内とします（20分以内のプレゼンテーションと20分以内の質疑。）。

### (3) その他

ア 提出のあった書類等については、企画案の採用、不採用に関わらず返却しません。

イ 見積額は審査項目ではありませんが、審査の結果、上位2社が同点となった場合に

は低価格者を委託候補者として決定します。

ウ 採用した企画提案内容を一部変更する場合があります。

エ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

## 8 プロポーザル提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合は、失格または無効とします。

- (1) 提出期限を過ぎて参加表明書や企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- (3) 提出書類に不備があった場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- (6) 本要領に違反すると認められる場合
- (7) プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が企画提案書を提出した場合
- (8) その他、イノベ機構が予め指示した事項に違反した場合

## 9 審査結果の通知

審査結果は、書面により通知します。

- (1) 通知予定  
令和8年7月末予定
- (2) その他  
審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めません。

## 10 契約手続き

本業務に関して最も優れた提案を行った者と業務委託契約の締結交渉を行い、交渉の結果、仕様を確定した上で契約を締結します。

なお、この手続に参加した者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、又は交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがあります。また、契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者に該当する場合は契約締結を行いません。これらの場合は、次点者と契約の締結交渉を行うものとします。